通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書

別表七(二)

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

令六・四・一以後終了事業年度分

【No.４】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

欠損金の翌期繰越額の計算

事業年度	控除未済欠損金額（前期の(4)＋(7)）	特定欠損金翌期繰越額の計算 (1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額（前期の(4)）	特定欠損金翌期繰越額の計算 損金算入特定欠損金額（(2)と（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「14」）のうち少ない金額）又は（別表七(二)付表一「5」）	特定欠損金翌期繰越額の計算 特定欠損金翌期繰越額（(2)－(3)）又は（別表七(四)「15の内書」）	非特定欠損金翌期繰越額の計算 (1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額 (1)－(2)	非特定欠損金翌期繰越額の計算 損金算入非特定欠損金額（(5)×（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(一)付表一「20」））又は（別表七(二)付表二「1」＋「6」）	非特定欠損金翌期繰越額の計算 非特定欠損金翌期繰越額（(5)－(6)）又は（別表七(四)「15」－「15の内書」）
	1	2	3	4	5	6	7
・　・ ・　・	円	円	円		円	円	
・　・ ・　・				円			円
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
当期分	別表四「52の①」	別表七の二「15」	通算対象外欠損金額による繰戻し額	(2)－(3)	(1)－(2)	(5)以外の欠損金による繰戻し額	(5)－(6)
	円	円	円	円	円	円	円

控除未済欠損金額の調整計算

事業年度	通算開始・加入事業年度である場合 通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額（前期の別表七(一)「5」）	通算開始・加入事業年度である場合 支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額 (15)－(19)	通算開始・加入事業年度である場合 控除対象欠損金額（支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては(8)と(9)のうち少ない金額）	通算開始・加入事業年度後に新たな事業を開始した場合 控除未済欠損金額（前期の(4)＋(7)）	通算開始・加入事業年度後に新たな事業を開始した場合 支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額 (15)－(19)	通算開始・加入事業年度後に新たな事業を開始した場合 控除対象欠損金額（支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては(11)と(12)のうち少ない金額）	調整後控除未済欠損金額 (8)、((10)又は(13))又は（別表七(二)付表四「5」）
	8	9	10	11	12	13	14
・　・ ・　・	内　円	内　円	内　円	内　円	内　円	内　円	内　円
・　・ ・　・	内	内	内	内	内	内	内
・　・ ・　・	内						
・　・ ・　・	内						
・　・ ・　・	内						
・　・ ・　・	内						
・　・ ・　・	内						
・　・ ・　・	内						
・　・ ・　・	内						
・　・ ・　・	内						

【No.58】通算開始・加入事業年度である場合、８～10欄及び14欄を記載していますか（特定欠損金額がある場合、各欄の内書にその金額を記載していますか。）。

なお、時価評価除外法人に該当しない場合、８欄は「０」と記載していますか。

また、時価評価除外法人に該当する場合（支配関係５年継続要件及びみなし共同事業要件のいずれも満たさない場合に限ります。）で支配関係発生日以後に新たな事業を開始したときには、10欄は次の金額を記載していますか。

(1) 欠損金の生じた事業年度が支配関係事業年度前の事業年度である場合　「０」

(2) 欠損金の生じた事業年度が支配関係事業年度以後の事業年度である場合　「８欄又は９欄のうち少ない金額」

支配関係発生

支配関係事業年度

支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度の欠損金額（支配関係事業年度のそれぞれの別表七青色欠損金額又は災害損失額）				
	15	16	17	18	19
・　・ ・　・	内　円	円	円	円	円
・　・ ・　・	内				
・　・ ・　・	内				
・　・ ・　・	内				
・　・ ・　・	内				